

2017年度 IFA 年次総会（リオ大会）報告会



I 〔全体報告〕

IFA 年次総会（リオ大会）全体の概要

早稲田大学大学院教授 青山 慶二

II 〔テーマ別報告〕

議題1 : BEPS プロジェクトの評価

セミナーF : 経済危機と納税者権利の保護

税務大学校研究部教授 井上 俊生

III 〔テーマ別報告〕

議題2 : 移転価格の将来

セミナーD : 事前確認制度と国際課税の情勢

税務大学校研究部教授 本川 弘

はしがき

本稿は、平成29年12月13日（水）IFA 日本支部・日本租税研究協会の共催で行われた2017年度 IFA 年次総会（リオ大会）報告会での上記各氏の報告をとりまとめたものである。なお、当日の報告は時間的な制約があったため、本誌掲載に当たり加筆をお願いしている。

本報告会では、藤井保憲氏（IFA 日本支部事務局長）の司会により、IFA 日本支部理事である早稲田大学大学院の青山慶二教授からリオ大会の全体報告を頂戴した後、税務大学校研究部の本川弘教授、井上俊生教授から、議題1および2を含む主要テーマセッションについてご報告をいただいた。



1. 全体の概要

今ご紹介いただきました青山でございます。簡単に、IFA リオ大会の概要をご説明させていただきます。

お手元に8ページのメモを用意させていただきました。リオ大会のプログラムの全体像ですが、今後の年次大会の開催予定等も付け加えております。今日はこの後、本川先生と井上先生から、リオ大会の2つのテーマと関連する2つのセミナーについて詳しいご説明がございます。私の方からは、それを除く全体像をご説明したいと思います。

今回のリオでのIFA大会は、主催者の発表によりますと、ヨーロッパ以外で開催されるIFAの会合の中では最も人が集まったと紹介されておりました。確かに大勢の方が参加されていましたが、特に南米の国々から多くの出席者を出していたのが印象的です。

まずプログラムの全体像ですが、2つの大きなテーマのうちの最初の「BEPSプロジェクトの評価」については、国際課税を巡る最も重要なテーマということで、IFAでも満を持してこのテーマに臨んだとされています。このテーマをどのタイミングでやるのか、どこの大会でやるのかということについて、開催予定国間で一種のタックスコンペティションのような

論争がありました。結論として、一番いいのが、リオではないかとなったわけです。すなわち、最終報告書が出て、各国がいろいろな実行策を試行し始めたところであり、特にOECDでまとめた多国間協定も署名される時期であろうと予測されたので、このタイミングが選ばれたとされています。

もう1つのテーマの「The Future of Transfer Pricing」の方は、主催国のブラジルの希望と大きな関係があります。まずテーマの選考の段階での開催国のイニシアチブということを簡単に説明申し上げます。

IFAのテーマの選択につきましては、PSC (Permanent Scientific Committee) に委託されています。まずテーマの原案については、開催国が最初の提案権を持っています。もちろんグローバルに最も重要な課題を選んでいくわけですが、その中で開催国から見て関心の高いものを優先させることが許容される場合が多く、リオの2つ目のテーマの「The Future of Transfer Pricing」は、そのような文脈で選ばれたものです。すなわち、現行の移転価格税制がもたらす二重非課税への対策は、BEPSの中でも非常に重視された項目です。ブラジルが独立企業原則の法制化に際して、独自の法体系を持っているということもあって、「移転価格税制の将来」を議論するのに適した場ではないかと判断されたものです。また、リオのIFA会議の前に、ブラジル政府がOECDへの正式加盟の申請をしたという経緯がありました。その関係で、OECD事務局からのIFAへの出席者は、リオだけではなく、ブラジルの方と行き来をして、加入申請に係る政府との事前の各種打ち合わせをしたというふうに伺っております。主催国のブラジルにとっては、これからOECDのメンバーになるうえでの税制面での諸要件の整理という点も、今回のIFAの付随的な役割であったと考えられるのではないかと思います。

それでは、各テーマの内容について順次コメ

ントをさせていただきます。

1 番目のサブジェクトは「Assessing BEPS: Origins, Standards and Responses」, これは後ほど詳しい説明がありますが, 先ほど申し上げましたように, ある意味で現時点での BEPS 成果の棚卸しということです。

2 番目の「The Future of Transfer Pricing」, これは BEPS と一部重なりますが, 軸足は BEPS が扱っていない将来の移転価格税制の在り方に焦点を置いて議論しようということです。本川, 井上両教授からは, 2 大テーマに加えて, それに関連して開催された各セミナーのうち D と F について詳しいご説明をいただくことになっておりますので, 私からはそれ以外のセミナーを簡単に紹介させていただきます。

セミナー A は, BEPS の重要なパーツであります「Fragmentation of Contracts and Taxation」, すなわち契約の分割等によって租税回避をするようなものに対してどう対応するかという問題を取り上げました。

セミナー B は, BEPS と並んで, 情報交換についての新しい国際協調が進展しているのですが, このグローバルベースでの大きな動きである「Automatic Exchange of Information: a New Standard?」を取り上げました。中でも非居住者が保有する金融口座に係る自動的情報交換の基準である「共通報告基準」(Common Reporting Standards) をめぐる諸問題について具体的な議論が行われました。

セミナー C は, これは移転価格と関係するテーマで「Cost-sharing and Cost Contribution Arrangements」を取り上げました。これも BEPS 報告書を踏まえた OECD の新しい移転価格ガイドラインの内容の紹介を中心としてその課題を議論するものでした。その延長にありますのが, セミナー D の「Advanced Pricing Agreements and International Tax Impacts」です。セミナー D には, この後ご紹介があると思いますけれども, エグゼクティブコミッテ

ィに日本を代表して参加されています宮崎裕子会員がパネリストとして参加され, 日本のみならずアジアの視点から多様なコメントをされました。

セミナー E は, いつもの定番の「IFA/OECD」です。BEPS を中心とした経過報告等が OECD の事務局から説明され, パネラーからは実施段階の諸課題について幅広い問題提起が行われました。

セミナー F はこの後説明がありますので省略させていただきます。

セミナー G が間接税に関するものです。IFA では, 必ず間接税についてのテーマが 1 つ入るわけですが, 今年は enterprise services 等を中心にしたものになりました。

残りのうちまずセミナー H の「Recent Development」, これも定番のものですが, BEPS を踏まえた各国の立法化や判例動向を中心に紹介が行われました。セミナー I は, 「International Tax Impacts of Foreign Exchange Effects」, これはどちらかということ, 途上国の方が関心を非常に強く持っていたテーマです。

それから, 最後のセミナー J が「IFA/EU」ですが, EU が BEPS の中でいろいろ先進的, 或いは場合によっては独自のポリシー (特に国別報告書の開示とデジタル経済への取組み) を積極的に展開しているということでありまして, これを中心に討議が行われました。

全体を通じまして, BEPS を主導してきた OECD と EU のプレゼンスが, パネリスト等の発言等を通じてかなり目立ったということがいえると思います。

なお, 最後になりますけれども, 配布資料の 7 ページから 8 ページにかけてですが, 来年以降の開催予定国とテーマを紹介しております。もう既に 2018 年から 24 年までの開催地が決定されています。来年は, われわれの隣国のソウルで開催され, その後, ロンドン, メキシコ, ドイツ, と続きます。順番はヨーロッパと非ヨーロッパが交互に開催するというのが基本的ルー

ルになっています。

そこで、わが国からのコントリビューションが特に求められるのがソウル会議です。ソウル会議についてのテーマを簡単にご紹介いたしますと、サブジェクト1が、「Anti-avoidance measures of general nature and scope-GAAR and other rules」、要するに、一般的租税回避否認規定である GAAR について包括的な議論をしようということです。グローバルな観点から、BEPS も踏まえた議論ということになりそうです。

サブジェクト2については、先ほど申し上げました選考プロセスでいいますと、韓国が自国の関心事項として、特に IT の先進国として、デジタルエコノミー下での国際課税の問題を取り上げたいと要望しました。ではどういう切り口でやるのかで苦労して絞り込んだのがこの源泉徴収を中心に整理したテーマです。

併せまして、セミナーの方も確定いたしました。OECD や EU 関連の定番のものを除くと、最初の重要なセミナーは、「Effectiveness of anti-avoidance mechanisms」で、これは、LOB（条約の特典条項）に焦点を絞ったものです。サブジェクト1の本体の方では、国内法・条約両方を視野に入れながら、メインは国内法に焦点が当たると思われるので、セミナーが条約面を担当するとの整理です。

2番目が「Alternatives to resolving tax disputes」ということで、これも、BEPSの下で、その次の主要課題として関心を持たれた課題です。すでに過去において、この dispute resolution についてはいろいろな角度から議論されていますが、今回は BEPS を踏まえた新しい課題を対象としています。

その次は「non-traditional “business presence”」というので、これがサブジェクト2から派生するセミナーで、デジタルエコノミーに係る議論をこのセミナーが引き受けます。また、「corporate distribution の課税の動向」についても、サブジェクト2の関係のセミナーと

いうことになります。また、「海外直投についてのタックスインセンティブ」、これは一般的な問題ですが、BEPS との関係で議論したいとされています。今回、韓国が1つ大きな特徴として挙げているセミナーが、「Regional Government Officials’ Seminar」というものです。普通、IFA のセミナーは、特定の領域の専門家を集めて議論するというのは、今までジャッジセミナーというのは頻繁に行われておりました。そして、つい最近になって、コーポレート・オフィサーズ・セミナーというのがトライアルとして行われたことがあります。このようにガバメントオフィサーズを集めてセミナーをやるという試みは初めてですが、これは恐らくアジアのように、行政の下でのコントロールの強いところで関心が高いテーマだというふうに感じました。

特に新興国での新しい国際課税の進展を考えていきますと、このようなセミナーの必要性も納得できます。最後に、2019年のロンドン大会も、サブジェクトは既に確定しております。これもロンドンという立地を反映したテーマ、すなわち1つは利子の控除、これは BEPS のアクション4の利子控除制限に係るテーマで一般的なものですが、2番目は、Investment Funds というので、ロンドンという金融センターの特に関心も反映されたテーマです。

以上、簡単にご説明申し上げました。今回のリオでは、ソウル大会が翌年にあるということで、わが国からの参加者数が少なかったわけですが、韓国の代表団はかなり力を入れて参加しておりました。韓国支部からは、来年の大会に向けて、隣国の日本支部からは強力なサポートを期待するとの声が、出席者の耳に届いております。すでに事務局ベースではいろいろなコミュニケーションをされていると思いますけれども、今度とも各会員あてにもソウル大会への参加を含め多様な呼び掛けがあると予想されます。

税務大学校 研究部教授 本川 弘



皆様、こんにちは、税務大学校の研究部教授をしております本川と申します。今日は、同じ研究部の井上教授と2人で、IFA リオ総会の報告をさせていただきたいと思います。時間の関係もございますので、先ほどご紹介いただいたとおり、主要議題の2つと、セミナーが10開かれておりますが、そのうちの2つについて今日は報告させていただきたいと思います。

また、その他のセミナーにつきましては、税務大学校で発刊しております「税大ジャーナル」というもので、時期は未定でございますが、なるべく多くのセミナーについて報告させていただき予定でございますので、ご興味のある方は、後ほどご参照いただければと思います。

まずは井上教授の方から報告を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

税務大学校 研究部教授 井上 俊生



税務大学校の井上と申します。私からは、議題1「BEPS プロジェクトの評価」とセミナーF「経済危機と納税者権利保護」について、報告させていただきます。

2. 議題1「BEPS プロジェクトの評価：起源、基準、反応」

議題1は、全体として、BEPS プロジェクトへの各国の対応状況について紹介するというものでした。前半は、各国でのBEPS プロジェクトの導入状況が紹介され、後半は、ケーススタディを基にBEPSの論点のいくつかを取り上げて、各国での対応状況を説明するというものでした。本日は、その中からメインと思われる部分について報告させていただきます。

本日の項目としましては、スライドP4の目次に5項目（1：導入、2：BEPS への対応状況、3：G20及びOECDの状況、4：ケーススタディ、5：まとめ）を挙げていますが、1から3番までの項目につきましては、各国におけるBEPS プロジェクトの導入状況についての紹介となります。項目の4番につきましては、ケーススタディの中から、いくつかを取り上げ、紹介いたします。最後の5番のまとめでは、BEPS プロジェクトに対する各パネリストからの意見を紹介させていただきます。

次に議題1のパネル参加者ですが、議長は、スイスのRobert Danon氏、ゼネラルレポーターは、カナダのAllison Christians氏とStephen Shay氏の2名、パネルメンバーには、EUからSjoerd Douma氏、OECDからPascal Saint-Amans氏、その他、ブラジル、インド、シンガポールから参加されていました。

2-1. 導入 (BEPS プロジェクト)

議題1の開始に当たりまして、議長から説明された現在のBEPS プロジェクトの状況について次のとおり紹介いたします。BEPS プロジェクトのアイデアは、統一性 (Coherence)、

実効性 (Substance)、透明性 (Transparency) をベースとした国際課税システムを構築するというものです。また、最近の主な出来事として、2017年6月に多数国間協定 (MLI) の署名が行われましたが、BEPSプロジェクトの重要な目的は、一国主義 (ユニラテラル主義) から多国間主義 (マルチラテラル主義) に基づく協調へとシフトすることです。

今後の課題としましては、ミニマム・スタンダードがBEPSの全領域をカバーできていないということです。現在、特にデジタル経済などの分野で取組が行われているところです。

なお、現在は、各国でBEPSプロジェクトに対する取組が行われています。そしてBEPSプロジェクトは、モニタリングの段階に入っていますとのことでした。

2-2. BEPS への対応状況

(1) 起源

次に、BEPSプロジェクトの起源に移ります。ここでは、ゼネラルレポーターのAllison Christians氏とOECDのPascal Saint-Amans氏から、世界で起こった租税回避に関連する出来事とBEPSプロジェクト立ち上げまでの経緯について、対比させる形で説明が行われましたので、概要を紹介いたします。

2008年に経済危機がおこり、タックスヘイブンを利用した租税回避を取り締まりたいという機運が起こりました。私たち (OECD 租税委員会) は、国際課税の課題に対処するため、2012年6月にBEPSプロジェクトを立ち上げました。2013-2014年にname and shameキャンペーンが起こり、BEPSへの取組についてOECDに対するプレッシャーが増していきました。このname and shameキャンペーンは、英国の下院決算委員会 (UK PAC) がStarbucksを厳しく追及したことから始まります。更に、Starbucksは納税していない、そのために国民保険サービス (NHS) が十分な資金を得られていないとして、抗議デモが起こりました。

そして租税回避の問題が行くところまで行ったという懸念を広めたオフショアリークス (2013年にICIJ (国際調査報道ジャーナリスト連合) によりオフショアの情報が公開されたもの) へと続いていきます。更に、2014年ルクセンブルクリークス事件 (ルクセンブルクの税務当局が多数の多国籍企業に対して巨額の優遇措置を行っていたことが明らかになったもの) が起こりました。

この間、私たち (OECD 租税委員会) は、2013年2月に最初の報告書 (Addressing BEPS) を公表しました。そして、G20財務大臣・中央銀行総裁会議 (2013年2月モスクワ) に報告しました。その時のG20会合は、一般の人たちの興味、メディアの興味を集めたダイナミックなものでした。その後、G20 (財務大臣) からの要請を受けて、2013年7月に、BEPS行動計画を公表し、2013年9月に、G20サミット (サンクトペテルブルク) で支持されました。そして、様々な問題がありましたが、とにかく2015年10月に15の行動計画を発表しました。

また、誰もがご存知のパナマ文書 (2016年5月) についてですが、この時には既に行動計画が公表され、すべてが始まっていたわけですが、各国の報告者は今でも、各国でのBEPSプロジェクトの導入にとってパナマ文書は重要であったと述べています。

G20はOECDに対して、できるだけ多くの国が関われるような仕組みを構築するように指示しました。これを受けて、OECDは包摂的枠組み (inclusive framework) を構築し、評価システムであるピア・レビューを開始しました、とのことでした。

(2) 行動計画の基本原則

次に、行動計画の基本原則に移ります。スライドP8は、IFAが作成したスライドをそのまま和訳したものです。

こちらについては、OECDのSaint-Amans氏から説明がありました。行動計画の基本原則

には、統一性(Coherence)、実効性(Substance)、透明性(Transparency)の3つの柱があります。

内容としましては、1つ目の統一性(Coherence)については、行動2(ハイブリッドミスマッチの無効化)、行動3(外国子会社合算課税の強化)、行動4(利子控除制限ルール)、行動5(有害税制への対抗)の4項目が該当します。

2つ目の実効性(Substance)については、行動6(租税条約の濫用防止)、行動7(恒久的施設認定の人為的回避の防止)、行動8-10(移転価格ルール)の3項目が該当します。Saint-Amans氏は、この実効性(Substance)について、利益は活動が行われる場所に存在するということを確認しておきたいとコメントしています。

3つ目の透明性(Transparency)については、行動11(BEPSの測定・分析)、行動12(タックスプランニングの開示義務)、行動13(国別報告書)、行動14(相互協議の効果的実施)の4項目が該当します。

また、上記以外に2つの行動があります。1つはデジタル経済です。これは、他の勧告を実施することで対応可能と整理されていますので、この3つの柱のどれかに該当するわけではありません。もう1つが多数国間協定(MLI)です。これは、3つの柱それぞれを踏まえたものになります。Saint-Amans氏からは、MLIにより、BEPSプロジェクトを早く進めることができるようになりますとのコメントがありました。

(3) レポート国・地域

次に、各国・地域のレポートに移ります。これは、BEPSプロジェクトに関して各国・地域のレポートからIFAに報告が行われたもので、スライドP9の地図では、報告が行われた国・地域が青で示されています。G20からは18の国と地域、OCEDからは27の国と地域、また、その他14の国と地域からも報告されており、

横断的な情報と見解が得られたとのことでした。

ゼネラルレポーターのChristians氏からは、報告がない国・地域もあり、これらの地域からの見解が得られれば、今後のプロジェクトに有益となることが期待できるとのコメントがありました。

(4) 各国・地域の反応

次にBEPSプロジェクトの優先分野への取組状況(スライドP10)についてです。これは、IFAが各国のブランチレポーターから報告された「BEPS行動計画の2016年における各国の優先取組」についてまとめたものです。この4項目(行動8-10(移転価格ルールの策定)、行動5(有害税制への対抗)、行動6(条約濫用の防止)、行動13(国別報告書))が、2016年の優先分野となっています。それぞれの行動計画に対する各国・地域の対応状況について見てみますと、移転価格税制については、報告国の42%が既に準拠していると報告しています。ゼネラルレポーターのChristians氏からは、移転価格税制については、BEPSプロジェクトであろうとなかろうと既に取り組んでいるとの報告があったとのことでした。また、有害税制については報告国の40%が、また、条約の濫用については報告国の33%が取組を行っています。一方で、国別報告書は、各国で2016年の優先分野としているにも関わらず、報告国のわずか6%だけが対応している状況です。Christians氏は、これらの結果から、国別報告書への対応は遅れているものの、多くの国・地域が対応に前向きであり、特に、移転価格と有害税制への対応を優先して行っているようですとコメントしています。

次に、各国レポーターの報告に基づく各国のBEPSに対する認識(スライドP11)について見ていきます。これは、各国レポーターから報告された各国のBEPSに対する認識をまとめたものになります。

内容について、Christians氏から次の説明が

ありました。自国が居住地国として BEPS の被害者となっていると回答した国が23%、一方で自国が源泉地国として BEPS の被害者となっていると回答した国が10%、また、BEPS の被害に遭っていないが各国との協調のために OECD に従うと回答した国が13%でした。また、BEPS プロジェクトに貢献または促進していると回答した国が27%、BEPS プロジェクトに対し、標準以上の取組を実施しているという国が13%でした。更に、BEPS の変更を取り入れることによる貿易投資への影響を懸念し、他者にリードしてもらいたいという国が15%であるのに対し、自らがリードしたいという国が19%という結果になっていますとのことでした。

(5) BEPS プロジェクトにおいて議論されなかった問題及び BEPS 領域への次のステップ

スライド P12は、BEPS プロジェクトの取組における問題点について、各国レポーターの意見をまとめたものです。

Christians 氏からは、今回の報告により、多くの国で BEPS プロジェクトが取引や投資に影響を与えるかもしれないことを懸念しているということが明らかになったとのコメントがありました。また、BEPS プロジェクトに対応するための能力や資源が不十分であるという国や、各国ごとに一貫性のない適用が行われた場合、例えば、国によって BEPS プロジェクトの導入に積極的な国あるいは消極的・形式的な国がある場合などに生じる影響を懸念している国、更には、BEPS プロジェクトの取組によりコンプライアンスの負担が増加することを懸念している国が挙げられました。

次に、BEPS プロジェクトにおける次のステップについて Christians 氏は、多くの国が多数国間協定の導入で BEPS プロジェクトの取組に対する優先度や概念が変わるのではないかとすることに注目していることを挙げ、その点については、ミニマム・スタンダードに対する

ピア・レビューが重要であることを指摘しています。また、ピア・レビューを導入することが、BEPS プロジェクトにとっての非常に大きな変化になるかもしれないとのコメントがありました。

2-3. G20及び OECD の状況

(1) 包摂的枠組み (inclusive framework) の設立

次に、G20及び OECD の状況に移ります。初めに包摂的枠組みについてです。OECD の Saint-Amans 氏は、G20が2015年11月15日のアンタルヤサミットで BEPS パッケージを承認したことについて、大国の首相たちが採用、合意、支持をしたことは、残りの国々に対して「あなたたちも続くべき」というメッセージを発信したということであり、その点でとても意味があり、また、影響力があるものであったとコメントしています。また、包摂的枠組みは、BEPS プロジェクトの世界規模での実施について、G20から要請を受けて構築されたものであり、現在102の国と地域が、包摂的枠組みに参加し、対等の立場で議論に参加していますとのことでした。また、包摂的枠組みの重要な役割は、ミニマム・スタンダードに対するピア・レビューですとのことでした。

(2) 包摂的枠組みの参加国・地域及びその取組

スライド P14の地図は、包摂的枠組みの参加国・地域の構成です。青い部分が参加国・地域になります。Saint-Amans 氏からはアフリカはまだ参加が少ない状況ですが、17カ国が参加しており、OECD メンバーの35ヶ国に比べて、様々な国・地域が参加しているという面で、より良い地域構成であることが見て取れます。これらすべての国が対等な立場にありますとのことでした。

次に、包摂的枠組みの参加国・地域における BEPS プロジェクトへの取組についてです。Saint-Amans 氏によると、BEPS プロジェクト

の導入に当たっては、国レベルで行う取組と、多国間で行う取組があり、国レベルでの取組としては、新移転価格ガイドラインの導入やミニマム・スタンダードの導入（例えば国別報告書の提出などの制度導入）などの際に、各国において国内法の修正が必要となりますとのコメントがありました。

また、多国間での取組については、2017年の初めに署名の準備が整った多数国間協定のような多国間の措置が必要となりますとのことでした。

なお、多数国間協定については、2017年6月に、既に71の国と地域が署名しており、それにより1,100以上の租税条約をカバーすることになりますとのことでした。また、例えば、ミニマム・スタンダードである行動6（条約濫用の防止）の大規模な実施が可能になりますとの説明がありました。

包括的枠組みにおいては、すべての行動の実施についてモニターしており、特に、ミニマム・スタンダードについてピア・レビューを行っているとのことです。

(3) ミニマム・スタンダードへの取組

BEPS プロジェクトにおける15の行動計画のうち、スライド P16に記載された4つの行動計画（行動計画5（有害税制への対抗）、行動計画6（条約濫用の防止）、行動計画13（国別報告書）、行動計画14（相互協議の効果的実施））がミニマム・スタンダードとされており、その取組状況について、次のとおり Saint-Amans 氏から説明がありました。

まず、行動計画5（有害税制への対抗）については、OECD が125の優遇措置を判別しており、また、既に12以上の優遇措置が修正されています。

行動計画6（条約濫用の防止）については、多数国間協定の署名国（71カ国・地域）のすべてが、PPT（主要目的テスト）を採用しています。

行動計画13（国別報告書）の実施に関しては、55カ国・地域が既に国内法を修正しました。また、65カ国・地域が国別報告書に関して MCAA（権限のある当局多国間合意）に署名しています。この MCAA への署名により、国別報告書の報告基準の整合性と迅速な実施が促されることとなります。Saint-Amans 氏によりますと、850以上の二国間関係があり、これが MCAA の署名のきっかけになったとのことでした。

最後に行動計画14（相互協議の効果的実施）ですが、現在、60以上のピア・レビューが予定されており、既に6カ国でピア・レビューが実施されています。また、多数国間協定の署名国のうち、27カ国・地域が仲裁を採用していますとのことでした。

(4) 現在の課題—行動計画1 電子経済

ここでは、現在の課題として行動計画1（電子経済）が取り上げられました。OECD の Saint-Amans 氏からは、行動計画1（電子経済）は、最終報告には至りましたが、未だに十分とはいええず、さまざまな国で国内的、一方的な措置が取られていますとのコメントがありました。また、OECD は G20 から、2017年3月の G20 国財務大臣・中央銀行総裁会議（バーデンバーデン）で行動計画1について2020年までに解決法を調査するように、また、2018年の春までには、暫定レポートを作成するという指示を受けているとのことです。これを受けて OECD では、企業が行う電子商取引に関して、その企業の電子上の存在を把握するための方法や、恒久的施設の定義を更に拡張するという取組を行っているとのことです。また、利益に対する伝統的なロケーションルールの改定や、平衡税（equalization tax）、電子売上に対する代替課税（alternative levy on e-sales）のような暫定的解決手段の可能性についても研究を行っているとのことでした。

2-4. ケーススタディ～各国の取組～（スライド P18）

次にケーススタディに移ります。冒頭に議長から、BEPSの評価はケーススタディを通して行うのが一番であると考えて、全世界的ケーススタディをデザインしたとのコメントがありました。

このケーススタディは、米国の多国籍グループをベースにしています。このグループは、製造からオンライン販売・店舗販売までを行っています。ここでは、販売、株主構成、配当の分配、利子の流れといったケースに基づいて、次の4つのテーマ（1 市場地国におけるデジタル取引及び店舗販売、2 源泉地国課税と条約の濫用、3 ハイブリッドミスマッチ、4 国家補助）で各国の制度について検討が行われました。

本日は、そのうちの2つのテーマ、市場地国におけるデジタル取引及び店舗販売と、ハイブリッドミスマッチについて、インド、EU、ブラジルのケースを取り上げ、各パネルの発言について紹介いたします。

(1) インド（スライド P19）

初めに、インドを中心に見たケースです。インドの販売会社 OpCo がオンラインプラットフォームを立ち上げるために、シンガポールと米国の会社が運営しているウェブ上の広告スペースを購入しました。ここでは、インド OpCo が米国 SiteCo 又はシンガポール HoldCo に支払ったウェブ上の広告スペースの購入代金について、どのような課税関係にあるかを見ていきます。

このインドのケースに当たりましては、インドのパネリストである Akhiles Ranjan 氏からの説明について紹介いたします。

Ranjan 氏はまず、インドにおける電子取引について次のように述べています。インドにおいては、行動計画 1（電子経済）は、常に最優先の課題となっています。私たちは、世界で起きているビジネスモデルの変化を強く感じてい

ます。実質的な存在がなくても、ビジネスが行われていれば課税の権利があることを保障する必要がありますとのことでした。

また、Ranjan 氏から源泉地国における課税の必要性について次のような指摘がなされました。現在の税制は、価値創造の原因、市場のルール、価値を創造する市場の場所を考慮していません。この価値は、移転価格税制のアプローチでは捉えられません。特に電子サービスにおいては、捉えることは困難です。価値の創造には明らかな要素がありますし、それは保障されなければならないものです。また、課税の中立性の問題もあります。これまで国内に拠点を持つ企業は課税されているのに対し、同様の活動をしている物理的な拠点を持たないオンライン企業は課税されていませんでした。これは課税の中立性に対する深刻な侵害であると私たちは考えていますとのことでした。

次に Ranjan 氏は、平衡税（Equalization Levy）について次のように述べています。インドは平衡税（Equalization Levy）を取り入れています。これは、BEPS プロジェクトの行動計画 1 について明確なコンセンサスが存在しない中で、この問題に取り組もうという私たちの取組です。この税は、課税の中立性の確保を目的としていますが、ビジネスモデルや活動の混乱を最小限にする方法で行っています。

現状、この税はオンライン広告に関連するサービスのみにかかります。今のところ、企業間ビジネスに課税され、まだ顧客サービスまでは拡大されていません。基本的に、インドの居住者が PE を有しない非居住者に支払った対価について課税されます。課税に当たっては、サービス料の支払時に支払額の 6% が源泉徴収されます。なお、この 6% という税率は、オンライン広告での 15% の利益を推定したものであり、今後検討が必要です。

この税法は他の分野に拡大する余地をはらんでいます。より新しいビジネス分野が認識されれば、そうした分野に拡大されていくでしょう。

平衡税 (Equalization Levy) は BEPS の行動計画 1 のコンセンサス不足から導入された一種の中間的な措置ですとのことでした。

最後に、電子取引における恒久的施設の定義について次のようなコメントがありました。私たちは、恒久的施設の定義は見直しの必要があると信じています。法人利益への課税という基本に基づき、重要なデジタル経済を認識し、それに対処するための課税拠点の規定を改定するように求めています。積極的な意味で、BEPS プロジェクトであるかどうかにかかわらず、現在対処すべきことであり、税務問題におけるコンセンサスが早急に取られることを期待していますとのことでした。

(2) EU (スライド P21)

ここでは、コミッションアグリーメントについて検討いたします。オランダに親会社があり、フランス、スペインに子会社があるというケースです。フランスとスペインの子会社 OpCo は、コミッションアグリーメントに基づいて、オランダの親会社 PrincipalCo の名前でローカルマーケットでの店舗販売を行っています。このコミッションアグリーメントに基づくフランス・スペイン企業の販売活動について、BEPS 行動計画 7 の影響と併せて見ていきます。

事例の検討の前に、OECD モデル条約の改正について触れさせていただきます。BEPS 行動計画 7 (恒久的施設認定の人為的回避の防止) を受けて、OECD モデル条約第 5 条 5 が改正され、代理人 PE の認定のための要件が変わっています。(スライド 22)

改正前の代理人 PE の要件としては、「企業の名において締結される契約であること。」とされていましたが、改正後はそれに加えて、「企業の物品の販売に関する契約であること。」及び「企業の役務提供に関する契約であること」が追加されています。また、改正前の「代理人が契約を締結すること。」については、改正により、「代理人が契約につながる主要な

役割を担うこと。」が追加されています。議長によると、このように BEPS 行動計画 7 は、代理人について、恒久的施設としての認定の要件を拡大するものとのことでした。

この改正により、コミッションアグリーメントに基づき活動を行っているフランス、スペインの OpCo がオランダ PrincipalCo の代理人 PE として認定された場合、問題となるのは、代理人 PE であると同時に、フランス、スペインの OpCo がオランダ PrincipalCo の特殊関連企業であった場合です。

まず、フランス、スペインの OpCo は、代理人 PE としてモデル条約第 7 条 (事業所得条項) に基づいて、オランダ PrincipalCo への帰属利益算定のために、その機能・リスク分析が行われることとなります。しかしながら一方で、もしフランス、スペインの OpCo が、フランス及びスペインの非居住者企業であるオランダ PrincipalCo の特殊関連企業であった場合、OECD モデル条約第 9 条 (特殊関連企業) に基づいて、オランダ PrincipalCo とフランス・スペインの OpCo の独立企業間価格の算定のために、その活動の機能・リスク分析が行われることとなります。

簡単に言うと、そもそも移転価格税制の対象となる関連者であったのに、更に OECD モデル条約第 5 条 5 で代理人 PE にも認定されてしまった。そうすると、2つの条文、つまり第 9 条に基づき移転価格税制の対象としての独立企業間価格の算定をする必要があると同時に、第 7 条に基づいて代理人 PE として帰属利益の算定が必要になってしまうということです。

議長からは、OECD モデル条約第 5 条 5 により、代理人を恒久的施設として認定した場合、どれだけの利益を代理人に配分するかが問題だとの指摘があり、これに関する OECD の草案について紹介されました。OECD は新しい草案 (2017年 6月 から 2017年 9月 まで協議中) を発表し、その中で dual taxpayer approach について触れています。これは、源泉地国において、

企業が非居住者企業の特種関連企業であり、かつ OECD モデル条約第5条5における代理人 PE であるという状況になった場合、1つの企業について2つの納税者としての性質が存在してしまうということです。その場合の重要な問題の1つは、OECD モデル条約第7条（事業所得条項）と第9条（特殊関連企業）の関係性となります。この企業が仮に同条約第9条に基づく独立企業間価格で正確に利益が配分されているという場合であっても、もし第5条5の適用に基づいて恒久的施設と認定された場合は、第7条に基づいて何か他に配分されることになるのかということです。また、今後コンプライアンスの問題や、二重課税の問題も生じる可能性がありますというコメントがありました。

(3) ブラジル（スライド P24）

最後にブラジルを中心に見たケースです。米国 SiteCo は、オンラインを通してブラジルの顧客向けに直接製品を提供しています。ブラジルにはマーケティングをサポートする会社 MktSupport があり、米国 SiteCo に対して、ブラジルのマーケットリサーチ情報を提供しているほか、ウェブサイトを通してブラジル向けの広告宣伝も行っています。また、ブラジル MktSupport は、第三の持ち株会社、オランダ HoldCo の子会社であり、オランダ HoldCo に対して、資本に対する利子を支払っています。これはブラジルの株式資本利子制度に基づき資本に対して利子を払うものです。

ここでは、市場地国における電子取引と、ブラジルの株式資本利子制度について見ていきます。この事例につきましても、ブラジルのパネリストの Marianne Coutinho 氏から次の説明がありました。ブラジルには恒久的施設に関する規定、前例などについてあまり歴史がありません。このため、恒久的施設に関する規定については、多少わかりにくく、あまり認知されていません。しかし、ブラジルの所得税法に基づいて、ブラジルにおけるビジネスを評価し課税

することは技術的に可能であると認識しています。ただし、その規定は直接販売、代理人委託販売に関連したものです。また、このケースで、米国 SiteCo の恒久的施設がブラジルにあるかという点については、ブラジルの企業が自身の活動、つまり米国 SiteCo に対するマーケティングサポートに対して対価を得ており、また、販売プロセスには関与していないため、恒久的施設の認定には十分ではありませんとのことでした。

次に、オランダ HoldCo に対する株式資本利子の支払いについてです。ブラジルでは、企業は株主に資本投資への対価として利子を支払うことができ、この支払利子については、ブラジルで損金算入することができます。Coutinho 氏によると、この株式資本利子制度は、ブラジルの企業への資本投資の誘致促進を目的とした制度であるとのことでした。

しかし、利子を受領する法人の所在地国では、この利子を配当として益金不算入とする場合があります。ハイブリッドミスマッチが生じる場合があります。Coutinho 氏は、このハイブリッドミスマッチについて、ブラジルは、相手国が資本に対する利子に課税しないという場合、ブラジルにおける控除を否定するべきではないか、また逆に、ブラジルが控除を行っているので、相手国はこの利子を課税対象とするべきではないかとコメントしています。

2-5. まとめ

初めに、ゼネラルリポーターである Stephen Shay 氏からのコメントを紹介します。BEPS プロジェクトの導入には、形式的なものを実質的なものがあります。多数国間協定に署名した国は、協定内容の遵守又は条項への同意に対し、最小限のアプローチを取ることができます。BEPS の枠を越えて、早くからインドで平衡税（Equalization Levy）が採用されているのは興味深いことですが、そのような国もあれば、脱落するケースもあります。そのうちに、誰が

脱落者が明らかになるでしょう。租税回避防止と平等な環境作りのためには、効果的で客観的なピア・レビューとモニタリングが必要でとのことでした。

次に、議長からデジタル経済についての質問がありました。質問は、「市場地国は、デジタル時代において、クロスボーダー利益の公平な取り分に課税することができるか？」というもので、選択肢は「A 公平以上、B ほぼ公平、C 公平以下、D わからない」の4つです。また、合わせて、議長から次のコメントがありました。ケーススタディでは、まさに源泉地国がどのようにして自分たちのテリトリーでデジタル経済の価値を評価し課税するかという問題がありました。現状の規定がどの程度適用可能なのか、どれだけの利益が恒久的施設に帰属されるのか、これは非常に難しい問題ですとのことでした。

この議長からの質問に対するパネリストからのコメントを紹介いたします。まず OECD の Saint-Amans 氏から次のコメントがありました。源泉地なのか居住地なのかの議論は、BEPS プロジェクトでも変わりはありません。長い間これは根本的な問題となっています。世界のデジタル化は、居住国が源泉地国になることがあるということの意味しており、EU 各国がその例です。議長から質問された「市場地国は、デジタル時代にクロスボーダー利益の公平な取り分に課税することができるか？」についてですが、恐らく公平な取り分には課税できません。私はデジタル化には、また別のアプローチが必要であろうと思いますということでした。

次にインドのパネリストからのコメントを紹介します。BEPS プロジェクトの適用は、源泉地・居住地の議論を解決しなければならない状況にしていくと思います。これが現在起きていることです。利益に対しては、価値が発生する場所で課税されなければなりません。供給側の要素だけでなく、価値を引き出している需要側の要素の検討も必要です。この質問への回答は、「C 公平以下」になるでしょう。まさに議論は

そこを中心に行わなければなりません。現在の規定は、100年近く続くもので、ビジネスモデルの発展ペースに追いついていません。インドは、よりよい制度、よりよいバランスを求めていますというコメントでした。

議題1については以上になります。早口な説明になってしまい申し訳ございません。

3. セミナー F 「経済危機と納税者権利の保護～税のモラルとは？」

続きましてセミナー F に移りたいと思います。セミナー F は4部構成になっています。初めに、経済危機から現在に至る背景について触れた後、公平な税負担とは何かについてパネリストの意見を紹介します。次に、モラルと法解釈の関係はどう整理されるのか、最後に、一般的否認規定 (GAAR) と納税者権利の関係について討議内容を紹介します。

3-1. 経済危機から現在に至る背景

初めに、経済危機から一般的否認規定 (GAAR) の導入及び BEPS プロジェクトの立ち上げまでの流れについてです。先ほどの議題1と重複してしまっていますが、簡単に申し上げます。

2008年の経済危機以降、各国の財政が悪化する中で、富裕層や多国籍企業は、支払うべき税金を払っていないとしてメディアや市民たちから非難を浴びました。特に Apple や Starbucks, Google などの大企業は、タックスプランニングのテクニックを使って租税回避を行っているとして大きく報じられました。

このような状況から、その後、一般的否認規定 (GAAR) が多くの国で導入されました。また、OECD は BEPS プロジェクトを立ち上げ、多くの国が租税回避に対して対策を行う方向にシフトしました。

議長からは、租税回避という行為に対して、納税者のモラルが問題であるとして、次のコメ

ントがありました。このような租税回避の議論のほとんどが、社会的、政治的、感情的な要因を中心に展開されており、モラルという言葉が、こうした議論やメディア、税務当局、裁判などで使われていますとのことでした。

3-2. モラルと公平な税負担 (Fair Share of Tax) に対する認識

次に、この納税者のモラルとは何か、どのような基準で評価するのかということについて、コロンビアのパネリストから、次のような説明がありました。納税者の行動について、正しいか間違っているかを判断するということは、納税者のモラルとしての評価を行うということです。このモラルの評価を行うに当たって、よく使用されるのが Fair Share of Tax (公平な税負担) という言葉ですとのことでした。また、公平な税負担とはどのように判断されるのかということについて、コロンビアのパネリストから、公平性というのは、非常に主観的な概念であり、誰にとっての公平性なのか、どの基準に照らしての公平性なのか問題であるという旨のコメントがありました。

公平な税負担について検討するために、カナダのパネリストが各国の税の状況について分析しています。スライド P33は、その分析のためのデータになります。

ここでは、GDP に対する税収の割合、最高税率、個人の実効税率の上位 1% の税率とその他 99% の税率、O-Factor (実効税率の上位 1% の税率を、その他の 99% の税率で割った数値) などが、各国ごとに一覧にされています。

カナダのパネリストからは様々な説明がありましたが、簡単に申し上げますと、例えば GDP に対する税収の割合が国によって区々であるということや、上位 1% の実効税率、残り 99% の実効税率、O-Factor についても国によって差があることなどを挙げ、何をもって公平な税負担といえるのかという指摘がありました。そして、これらの国の統計資料を調べた結果、

いずれも公平な税負担とはいえないとの結論に達したというコメントがありました。更に、コロンビアのパネリストからは、公平な税負担は、支払い能力次第であると考える国もあり、そうした国々にとっては、税制度は、税収だけではなく、富の再配分といった追加の財政上の手段でもありますとのコメントがありました。

3-3. モラルと法令解釈

次に、モラルと法令解釈の関係に移ります。先ほどまでの話の中で、租税回避という行為は、納税者のモラルが問題であると申し上げましたが、ここでは、そのモラルと実際の法令解釈をどのように整理すべきかについて、フランスのパネリストから次のような説明がありました。

フランスにおける法令解釈のルールは、まず初めに法律の条文を考慮し、次に法の論理を考慮します。そして最後にモラルを考慮しますとのことでした。また、納税者の行為の判断基準は納税者のモラルの評価を行うということでしたが、フランスのパネリストによりますと、モラルは、裁判上で法の背景として議論されることはありますが、基本ルールは法律の条文を適用することであり、モラルは法律と結び付けて考慮するものですとのことでした。

3-4. 一般的否認規定 (GAAR) と納税者権利保護

(1) GAAR とは

ここまでの話では、租税回避という行為は、納税者のモラルの問題であり、そのモラルを考える場合は、公平な税を負担しているかどうかを評価することになります。しかしながら、公平な税負担は主観的な概念であり、何をもって公平といえるのかということになります。また、モラルと法律の関係では、モラルはあくまでも法律の背景であり、法律に結び付けて考慮するものであるということでした。

それでは、租税回避にどう対応するかの議論に移ります。ここでは、租税回避に対する一般

的否認規定（GAAR）について、また GAAR の導入と納税者権利の保護について紹介いたします。

初めに議長から、GAAR の役割についてコメントがありました。人々が税金を払いたくないのは当然のことですが、国としては公平な税を支払わない納税者を追及しなければなりません。GAAR はそのためのものですとのことです。

なお、GAAR は、租税回避に対して、個別に対応するのではなく、ある一定の取引についての税効果を否認できる規定であり、先進諸国や、インド、中国などの新興国で既に導入されています。G7 について言えば、日本以外の全ての国で導入されています。

(2) 各国の一般的否認規定（GAAR）

では具体的に、GAAR の内容について確認したいと思います。このセミナーでは、アメリカ、ドイツ、EU の規定が用いられました。（スライド P36）

GAAR の内容につきましては、ドイツのパネリストから、次の説明がありました。まず、アメリカについてですが、アメリカの内国歳入法、セクション 7701 は、オバマ政権下で制定された判例法ということです。そこでは、「納税者の経済的立場を有意義な方法で変更する」場合、かつ、納税者が行う取引において「実質的な目的を有する」場合には、取引は経済的実質を有しているとされています。

また、ドイツの場合は、アメリカの「経済的立場」「有意義な方法」「実質的な目的」という経済的合理性に関する規定に対して、「法の濫用」として定義していますとのことでした。ドイツでは、「適切な選択肢がある中で、納税者や第三者にとって法律で想定できない税制上の優位性をもたらす不適切な法的選択がされた場合、濫用が存在すると見なされる」と規定されています。

最後に、EU の租税回避防止指令の第 6 条で

す。これは新しい規定だということですが、ここでは、加盟国は、適用される税法の目的に反する税務上の優遇措置を獲得することを主目的とした実体がない（経済的実質を反映した正統な商業上の理由がない）取り決めは、法人税額の計算上無視するとされています。

(3) 一般的否認規定（GAAR）の不確実性

ドイツのパネリストは、GAAR に含まれる不確実性のある表現について、次のような指摘を行いました。GAAR の規定の中には、「有意義な方法」、「実質的な目的」、「想定していない税制上の優位性」、「正当な商業的理由」などの曖昧な表現があります。誰が、正当な商業的理由とは何かを説明できるでしょうか。「有意義」「実質性」「正当な」という表現は、とても曖昧で、とても主観的です。このように GAAR は高い不確実性を生み出していますとのことでした。

また、GAAR と税法の適用が悪循環に陥っているというコメントがありました。税法は、納税義務を作り出すものであるため、確実性が必要であり、具体的なケースに対応する必要がありますが、これに対してタックスプランニングを行う納税者は、これらに該当しないようなケースを作り出します。課税当局が個別的否認規定（SAAR）で対処すると、また別のケースを作り出します。そこで GAAR で対応する必要性が出てくるのですが、その場合、税法で必要な確実性が失われてしまいますとのことでした。

(4) 一般的否認規定（GAAR）に対する各パネリストの意見

最後に、GAAR の不確実性の影響はどのようなものか、また、GAAR の不確実性と納税者権利の関係はどう考えるのかについて、各パネリストからの意見を紹介します。

まずドイツのパネリストから次のような意見が述べられました。GAAR の不確実性は、税

務当局から歓迎されるものです。それは納税者にとって、自身の取る行動が税務当局や裁判所から受け入れられるかどうか分からず、納税者が新しい仕組みを創造することを妨げるからです。世界中の税務調査官は、しばしばGAARから調査を開始します。話し合いはほとんどありません。非常に主観的で不確かな調査です。調査においては、納税者と税務当局との法的な議論になるかもしれませんが、GAARの脅威は常にありますとのことでした。

更に、ドイツのパネリストは、納税者の権利保護について次のようなコメントをしました。GAARにモラル的な考え方を含めるべきではありません。GAARの規定の中に不確実性のある表現が使われると、その不確実性のために、納税者は自分たちの行為が税逃れなのかどうかを明確に判断することができないからです。主観的な見解は最小限であるべきであり、GAARを適用するための明確なガイドラインが必要です。また、私たちの最後の手段は、裁判所による制限的な適用です。裁判所は、主観的で一方的な表現を嫌いますので、納税者の権利の保護には非常に有効となります。また、節税自体は悪いことではないことを受け入れるべきです。最も大事なことは、適切な方法で納税者が納税を行うという基本的な納税者の権利を認める必要があるということです。これにより、不確実性に対する納税者の権利をカバーすることができますとのことでした。

次にフランスのパネリストからの意見を紹介します。GAARの適用に対して、納税者の権利を守る何らかの制度の導入が必要です。GAARを最終的な手段として用いると考えた場合、幾つかの制度が考えられます。例えば、GAARの適用権限を税務当局の幹部職員に限定し、特別な手順を策定するということが考えられます。また、GAARの適用に当たって、特別委員会を設置するということも考えられますとのことでした。

最後に議長から総括として、税のモラルと公

平な税負担についての議論は、今後数年続くでしょうというコメントがありました。

私からは以上です。ありがとうございました。

4. 議題2「移転価格の将来」

(本川) 続きまして、私の方から“移転価格の将来”というタイトルで行われました議題2につきましてご報告させていただきます。パネルのメンバーは、主要な方としましては、読み方が確かなのでファーストネームで呼ばさせていただきますが、司会進行がブラジルの学者ルイス(Luis)さん、ゼネラルレポーターがブラジルの学者セルジオ(Sergio)さん、その他のメンバーとして、米国の学者ヤリフ(Yariv)さん、オーストラリアの学者リチャード(Richard)さん、ベルギーからPwCのパートナーで女性のイザベル(Isabel)さん、コロンビアの学者で女性のナタリア(Nataria)さん、ブラジルの監査法人パートナーのマティウス(Mateus)さん、そしてOECDからジェファーソン(Jefferson)さんという構成でした。

それでは内容に入らせていただきます。目次としては4つに分かれておりまして、「ゼネラルレポート」、「最近の動向」、「現状の問題点」と、それから「将来に向けた代替手段及び展望」という内容でご報告させていただきます。

4-1. ゼネラルレポート

スライド42になりますが、これはIFAの各国及び各地域の支部から報告された移転価格に関するレポートをまとめて分析した結果です。まず、どのような国・地域から報告があったかということですが、このスライドの世界地図上の数字が、提出した国・地域の数を示しています。

やはり欧州の国・地域からの報告が多いのが特徴ですが、下の2つの円グラフをご覧くださいと、OECD非加盟国や新興国からも高い割合で報告が提出されていることがおわかり

いただけるかと思えます。

続きまして、スライド43はゼネラルレポートの内容ですが、移転価格の現状や将来の展望等に係る各国・地域の見解のうち、主流なものとして、このスライドのような6つの事項を挙げられました。

1つ目は、独立企業原則は、多国籍企業のクロスボーダー取引に係る課税権配分の主要基準としての役割を継続・維持していくと多くの国が考えているということです。最近では、独立企業原則はもう限界ではないかというような不信感を抱く見解も多く聞かれるようになりましたが、多くの国では、依然として独立企業原則の中心的役割を期待しているということです。

2つ目は、リスク・機能分析適用の結果として生じる“不確実性”に対する懸念は未解決のままで、今後も多くの国が懸念しているということです。今後も独立企業原則には期待するものの、不確実性の問題については、やはり何とかすべきと考えているということではないかと思えます。

3つ目は、移転価格の捉え方が、実質主義（substance-over-form）重視の方向に向っていると多くの国が感じているということです。これはBEPSの行動計画の動きとも一致したところではないかと思えます。

4つ目は、移転価格調査・訴訟、潜在的二重課税ケースの増加、並びに紛争解決手段の必要性の増加が現状でも発生している傾向であり、多くの国が今後もその傾向は続くと考えているということです。

5つ目は、特定の事案における簡易的なアプローチの活用が今後も必要になってくるということですが、これは、独立企業原則を維持しながらも、少しでも不確実性を減らそうという各国の努力の表れではないかと思えます。

6つ目は、新興国も含めまして、ほとんどの国・地域が移転価格に関するBEPS行動計画について、程度の差はありますが、導入を表明しているということです。

4-2. 最近の動向

(1) 独立企業原則の欠点

目次項目2番の「最近の動向」に入りますが、最初に独立企業原則の欠点につきまして各パネルから説明がありました。機能やリスクの分析や比較対象企業の選定などに係る実用的な有用性ですとか不確実性の問題なども、もちろん説明がありましたが、各パネルから紹介があったもののうち、ここ数年特に問題になっている点につきまして今日は報告させていただきたいと思えます。

そのうちの1つが、米国のパネリストのヤリフさんからご説明いただいたスライド44のシナジーレントという問題です。レントというのは、ここでは賃借料という意味でなくて、経済学的な利益のことを意味しており、シナジーレントというのは、多国籍企業がグループ企業間で相互的なオペレーションを行うことにより、規模の経済ですとか、統合的な管理や重複の排除等により享受する便益のことを示すということです。

パネルのヤリフさんは、このような利益はグループの各企業に配分すべきものなのかどうか、また、配分すべきという場合、独立企業には存在しないそのような利益を、どのように算定し、どのように配分すればよいのかということが問題になると説明しています。

このシナジー問題につきましては、BEPS報告書8から10でも触れられている問題であり、「多国籍企業のグループシナジー」という表現で取り上げられております。BEPS報告書では、グループメンバーの意図的な協調活動のようなものに起因する場合には、そういったシナジーレントについては、その貢献度に応じて配分されるべきですけれども、そういった意図的な活動が伴わないものについては、対価を支払う必要もないし、グループ内で配分する必要はないというような見解を示しているところです。また、比較可能性の要素として取り扱うべきではあるけれども、単一企業に所有又は支配されて

いないものであるから、無形資産ではないのではないかという見解を示しております。

このシナジー問題については、また他のパネルからも問題点として指摘がありましたので、その部分で追加的に報告させていただきます。

スライド45に移りますが、ここ数年、先ほども話したとおり、独立企業原則の欠点を指摘する声が多くなっているところがございますが、ここでもその欠点を強く訴えて、代替的な算定方法を採用すべきだという見解を示すパネリストもいました。シナジー便益の問題に続けて、先ほどのヤリフさんが、固定のファクターを用いて利益を配分する、いわゆる定式配分方式（Formulary Apportionment:FA）の採用を検討すべきとの主張をしております。定式配分方式というのは、直接的な利益配分が可能であり、疑似経済的（pseudo economic）ではないというような言い方をしておりました。また、訴訟も容易で透明性が高く、簡易でコストも低い。さらに、手法は1つだけだし、シナジー問題など、多国籍企業の事業活動にも対応可能だという長所を有するというのがヤリフさんの主張です。

その定式配分方式の具体的な例として、スライド46になりますが、現在EUで導入が検討されているCCCTB（共通連結法人税課税標準）につきまして、ベルギーから参加のパネルのイザベルさんから報告がありました。EUではCCCTBの導入が検討されては立ち消えになるということを繰り返しながら、四半世紀にわたる長い歴史を経て、一時的には静かになっていたのですが、ここ数年のBEPS問題でまた再浮上しまして、昨年、2016年に新しい提案がなされたところです。

新提案では、2段階で導入する計画になっておりまして、まずCCTB（共通法人税課税標準）という課税標準の計算に係る標準ルールを導入し、それからCCCTBという各国・地域間の定式配分ルールを導入しようという動きです。

そのパネリストのイザベルさんによれば、

CCCTBの導入により、スライド47にあるように、所得移転の7割が防止され、コンプライアンスコストも8%削減できるということですが、実は彼女自身はCCCTB反対派の方でして、CCCTBの問題点として、まず、第三国との関連取引は依然として移転価格ルールの対象のままであるという点を挙げています。それから、全当事国が1つの定式に同意するのは非常に困難と見込まれること、さらに、CCCTBは実際の価値創造とは無関係であるという3つの点を指摘しておりました。

1つ目の点は大きな問題でして、EU圏外の第三国と移転価格リスクは抱えたままということになりますと、EUメンバー国内でCCCTBによって配分する元となる利益の総額が、第三国との関係では確定していないということを意味します。従いまして、第三国と移転価格調整が発生した場合にどうするのかというのは、極めて解決困難な問題となることは予想されることです。また、2つ目の指摘もそのとおりで、各国がいろいろな事情を有する中、本当に1つの定式で同意できるのかというのは甚だ疑問なところです。

(2) 政策的課題

次に最近の政策的課題としまして、オーストラリアから参加のリチャードさんから、情報の非対称性ということについて報告がありましたので紹介します。スライド48です。

リチャードさんによれば、移転価格分析における大きな問題点は、納税者の保有情報と税務当局の保有情報が一致していない、すなわち、税務当局の保有する情報の量が圧倒的に不足している状況にあると主張しました。

そして、見えない、わからないものについては課税できないのであって、例えば、労働に対する課税をする場合、われわれは賃金に課税するのであって、利益創出能力とかそういったものに課税するのではない。税務当局が情報として有する観察可能な課税の基準、つまり観察可

能なプロキシのみを頼りに課税していたのでは課税の歪みが生じてしまう。移転価格は、その価値創造の真実などというのではなく、プロキシが全てである。比較対象取引が見つからないCUPですとか、観察不能なリスク、巧みに操作できるマニピュラブルなプロキシなどではなくて、もっと観察可能で、頑丈かつ安定したプロキシを探さなくてはならないと、かなり厳しい主張をしておりました。

(3) BEPS プロジェクト

ここでOECDからのパネリスト、ジェファーソンさん（以下、“ジェフさん”）が出てまいります。最近の動向の1つとして、BEPSプロジェクトによりOECD移転価格ガイドラインがどのように変わったかという点について説明がありました。ご承知の方も多いかと思いますが、念のためご報告させていただきます。スライド49になります。

まず変わった点といたしまして、新ガイドラインでは1章のセクションDの「独立企業原則の適用のためのガイダンス」部分に出てくる「正確な取引の描写 (accurate delineation)」が重要であり、移転価格分析の対象となる関連者間取引について、その契約と当事者の行動に整合性があるかを確認して、整合的でない場合には、契約条件よりも当事者の行動が優先して評価されると説明しました。

また、リスク分析において6段階で評価するフレームワークが提供された点についても説明がありました。具体的には、第1段階が「経済的に重要なリスクを特定」ということですが、この点について新ガイドラインでは、リスクを引き起こす“不確実性の源泉”を考慮することが必要であるとし、その源泉の例として戦略的リスク、市場リスク、インフラリスク、財務上のリスクなどを挙げています。第2段階は「契約上のリスク引受けを特定」、第3段階は「リスクに関する機能分析」ということですが、この第3段階について新ガイドラインでは、第1

段階で特定した経済的に重要なリスクの引受けや管理に関連して、各当事者がどのような活動を行っているかの情報を収集することと説明しています。そして、以上の第1段階から第3段階までの分析に基づき、第4段階では「契約上のリスク引受け者が、経済的に重要なリスクを管理し、負担する財務能力を有しているかの検証」を行い、契約上と実際のリスク引受け者が異なる場合には第5段階において実際にリスクを管理し、またリスクを負担するのに必要な財務能力を有する当事者に適切に「リスクを配分」してから、最終的に第6段階で「リスクの配分結果を考慮した取引価格の設定」が行われるということになります。

次にスライド50に移りますが、資産の法的所有の効果という題で、OECDのジェフさんから引き続きご報告がありました。新ガイドラインではFAR分析、つまり、Function（機能）、Asset（資産）、Risk（リスク）の分析におきましては、資産及びリスクを考慮しながら機能に焦点を当てる必要があるとされているという説明がありました。新OECDガイドラインでは、「当事者が実際に何をやっているのかということ、及び提供する能力に焦点を当てる」という表現もあるところです。従いまして、新ガイドラインでは、単なる法的所有、すなわちその資産の使用や管理に重要な機能を果たしていない場合には、リスクフリーリターン以上の便益を得るべきではないとされているところです。

また、新ガイドラインでは、無形資産が絡む移転価格分析に関しまして、単なる法的所有に着目するのではなく、その無形資産の開発(Development)、改良(Enhancement)、維持(Maintenance)、保護(Protection)、使用(Exploitation)という5つの機能、この頭文字を取りましてDEMPE機能と呼んでおりますが、このDEMPE機能を果たす当事者を特定することが一般的に重要であるとされた点についても説明がありました。

続きましてスライド51ですが、ベルギーから

参加のパネルのイザベルさんが、BEPSプロジェクトが移転価格の世界にもたらしているものは何かという観点から見解を示しています。

最初に、今回のBEPSプロジェクトに伴う移転価格税制の新しい動きとして、「価値創造（value creation）の場所で利益が課税されるべき」というBEPSプロジェクトの主要課題、或いは原則といえますか、そういったものに基づくものであるということはいえるのですが、実際に何が価値を創造するのか、また、その判断基準というのは何なのか明確に示されていないという批判的なコメントを述べています。

また、BEPS抑制のために、税務当局に広範な権限を与え過ぎているのではないかという見解も示しております。実質優先（substance-over-form）と先ほど話しましたが、その考え方への移行が強く見られるようになって、新興国の専門家が取引の再構築や無形資産の評価を行うことなどが懸念されるという発言もありました。

さらに彼女は、今回の改定後も独立企業原則は維持されることになり、その欠点や不確実性を補完するために、利益分割法への関心の高まりや、セーフハーバーの導入の動きが出ているといった見解を述べています。この利益分割法やセーフハーバーへの動きにつきましては、また目次項目Ⅲで触れさせていただきます。

4-3. 現状の移転価格制度の問題点

(1) 無形資産

では、ここから目次項目Ⅱの「現状の移転価格の問題点」に移らせていただきます。最初に、無形資産に係る問題点がいくつか報告されましたが、その中から3点ほどご紹介させていただきます。

1点目は、先ほども話題となったシナジーにより生じる便益の問題です。スライド52は、オーストラリアから参加のパネルのリチャード・バンさんにより報告されたものですが、彼

は、ミッシェル・A・ケインさんという米国の学者の指摘、これは「World Tax Journal」の2014年10月号掲載のものだと思われませんが、その指摘に基づきまして、多国籍企業の追加的価値の存在とともに、独立企業原則の欠陥を説明しております。

スライド52の図で説明しますと、X国で統合がない場合にa-b間の生産利益を得られる企業と、Y国で統合がない場合にc-d間の生産利益を得られる企業があり、この2つの企業が統合すると、一括共同購買ですとか企業間の資金融通などのシナジー効果により無形資産が発生し、それに伴う利益が発生するようになります。

この場合、a-b間やc-d間の取引や利益は独立企業間に存在し、比較対象企業を探すということも可能となるわけですが、この統合による無形資産部分のb-c間につきましては、独立企業間には存在しない利益ですので、独立企業原則の適用では算定できないという指摘です。

ちなみに、この指摘をしたケインさんは、このようなシナジー便益につきましては、独立企業原則に基づく利益部分を配分すればいい。また、法的契約などに基づく納税者の裁量に任せたいのではないかと。このような便益を当局が定式のメカニズムを作って配分するというような方法は、現状よりも悪い結果を招くのではないかと主張をしているところです。ただ、条約を締結していない国にこういった便益を移転させるような、そういった場合には、他の税制で、例えばCFCルールなどの租税回避防止ルールで対応すればいいのではないかとというのがケインさんの主張です。

次のスライド53はオーストラリアのリチャードさんのスライドで、タイトルを「がっかりDEMPE」として見ましたが、実際、彼のスライドには“Down in the DEMPE dumps”というタイトルがついていて、自分から「英語で“down in the dumps”というのはがっかりするという意味で、このDEMPE機能について書かれた新ガイドラインのドラフトを受け取っ

たときは本当にがっかりした」と述べていました。また、新ガイドラインに重要な機能の例示として追加されているのが、その下の①マーケティングプログラムの設計及び管理、②「漠然とした」研究過程における決定を含む創造的事業の優先順位の指示及び確立、③無形資産の開発プログラムに係る戦略的な決定のコントロール並びに予算の管理及びコントロールといった事項ですが、こういったものも全て含めまして、彼が「情報の非対称性」のパートで話したとおり、本当に観察可能で安定したプロキシになり得るのか、無理なのではないかということで、リチャードさんは新しいOECDガイドラインには大きく失望している様子でした。

次に、スライド54に移りますが、これはヤリフさんの方から話があったところですが、無形資産に係る問題としてもう1つ紹介させていただきたいのが、所得相応性基準の問題です。

所得相応性基準というのは、ご存じの方がほとんどだと思いますが、取引時点でその事前の評価が困難な無形資産につきまして、税務当局側で事後の利益レベルに応じて事後的に評価額を調整することを可能とするというのですが、もちろんその適用には条件がありまして、事前の予測と事後の実績に大きな相違があって、その相違が取引時に予測できたと認められる場合に限って適用できるというものです。

ヤリフさんは最初に、所得相応性基準という考え方が生まれた経緯としまして、1980年代中頃の米国において、無形資産の評価が困難であり比較対象企業も存在していないという事例に対応するためにこの所得相応性基準は導入されたとの説明をされました。そして、この所得相応性基準の大きな問題は“後知恵(Hindsight)”による課税という点であり、一般的な現行の税法とは不整合なものであると述べるとともに、米国では、この所得相応性基準を導入したものの、これを適用した課税では当局側の敗訴が続くなど大変苦勞しているのに、なぜBEPSプロジェクトがこの考え方を導入したのか不思議

であると批判的なコメントを残しています。

(2) 移転価格税制の文書化制度及び国別報告書

次に、スライド55の文書化制度と国別報告書についての報告に移りますが、まず文書化のインパクトはどのように予想されるか、また、文書化は移転価格のコンプライアンス向上に資するかについて、ベルギーのイザベルさんからのご見解を紹介したいと思います。

文書化のインパクトにつきましては、スライドにあるように、課税紛争を波打ち際で食い止めるのに有効な手段となるのではないかと。また、税務当局からの調査リスクを緩和する1つの戦略にもなる。さらに、企業が移転価格専門チームなどを創設する機会にもなるし、また、ビッグデータ、最新技術、AIによる予測などの活用を開始している企業もあって、企業の部内でも有効に活用可能な存在になるのではないかと。といった見解を示しました。

また、イザベルさんは続けて、文書化は移転価格のコンプライアンス向上に資するかという問題について、税務当局にとっては、移転価格リスクやBEPSリスクの査定が容易になり、限られた事務量をコンプライアンスの低い納税者に向けてることが可能となる。また、多国籍企業には、統一的な移転価格ポジションの明確化や、リスク評価のための有用な情報提供が求められるようになる。また、マスターファイルには、サプライチェーン分析なども含まれていることから、各国で共通の理解が得られるのではないかと。というようなプラスの評価のコメントをしていました。

なお、このスライドには、渦巻きのアメの絵を入れていますが、これはイザベルさんが説明で使用したスライドの絵をそのまま載せたもので、イザベルさんは説明の中で、この文書化による情報というのは、税務当局が長年欲しがっていたアメなのだと言っていました。英語でこの渦巻きアメのことをロリポップというそうです。ちなみにイザベルさんは、緑と黄色のブラ

ジルカラーなのでブラジリアンロリポップと呼んでいましたが、確かに、イザベルさんが言うように、この文書化により得られる情報というのは、税務当局の移転価格担当部署にとりましては、効率的な運営が容易になる甘いアメのようなものということで間違いないかもしれませんが、後になって思い直すと、その言葉の裏には、アメをなめさせておけば税務当局もおとなしくなるのではないかという意味もあるように思えてきて、私も税務当局側の人間として、あまり油断してはならないなと思った次第です。

次のスライド57に移りますが、文書化には前向きな効果だけではなく秘密保持の問題が背中合わせになりますが、その点についてコロンビアから参加のパネルであるナタリアさんから、税務当局は一連の文書に含まれる情報の機密性を確保する必要があり、また、納税者も、機密性の維持のもとに文書化が実施されることの保証を求めているところではありますが、①多国籍企業のイメージや財務上の風評への影響を依然として心配する声も多く、②CbCR（国別報告書）は将来的に公表になり、さらにそのデータ処理作業は民間に委託するという情報がある、③税務当局以外の政府組織への情報流出が懸念されるなどのコメントがありました。

(3) 価値の創造

次に、BEPSプロジェクトや新しい移転価格ガイドラインのキーワードともなった“価値の創造”という言葉テーマにしてOECDのジェフさんから報告がありましたのでご紹介します。

最初に、スライド58の“価値の創造とは何か”ということですが、営利目的事業の活動は、果たす機能、使用する資産、負担するリスクに反映されることから、基本的な移転価格の分析方法がこれまでと変わるわけではないというのが彼の見解のようです。また、価値の創造の例として、スライドに示しているような、ユニークな無形資産の創造、希少な天然資源の獲得や

加工、情報の収集・活用、ビッグデータなどが含まれると説明しました。

また、スライド59の“パラダイム・シフトがあったのか”ということですが、これは移転価格の理論の基礎となる前提が変わったのかという意味だと思いますが、価値というものは市場価格、すなわち独立企業間価格に反映されるものであり、変わりはないというのが彼の見解です。ただし、今日における価値の創造というのは、インターネットなど国境のない世界を対象としたユニークな無形資産の開発やその使用であり、さらに無形資産は物理的な所在がないということもあり、そのような無形資産から生じる利益の配分は極めて困難であるなど、現状の管轄地域ベース、つまり国・地域ごとの課税の大きな課題となっているとの考えを示しました。

そこで重要視されてきたのが、我々は人間であるという原点に立ち返り、人間の活動に注目して価値創造の要素を判断しようという考え方であると彼は説明し、スライド60にあるような①製品（サービス含む）の設計及び効率的な提供、②従業員やコンサルタントの管理及び育成、③需要の創出／増大化（マーケティング）、コスト及びリスクの管理、情報に基づく判断（計算済みのリスクを負担）などを価値創造の要素として挙げています。もちろん、希少かつユニークな資産も有形・無形にかかわらず価値創造の要素となり、スライドに示した工場及び機械、ノウハウ、所有権情報、著作権資料なども含まれると説明しました。

4-4. 将来に向けた代替手段及び展望

(1) 独立企業原則の死守

ここから、スライド61、目次項目Ⅲの「将来に向けた代替手段及び展望」というテーマに移りたいと思います。

最初にリチャードさんから、独立企業原則の死守、進化か変革かというタイトルで話がありましたので、その報告からさせていただきます。

リチャードさんは、これまでご自分で主張さ

れていた情報の非対称性の問題、それらケイン教授指摘の b-c 間の欠如といった問題を現状の独立企業原則の適用に関する問題点として取り上げており、また、先ほどはご紹介せんでしたが、ネットワーク効果などによる独占的販売から生じる利益といったような問題も取り上げ、それらの問題を、現状の独立企業原則を維持しながら対応していくことはできないだろうかという問題提起をした上で、結論としては、利益分割法の方向に依存していくしかないとの見解を示しました。

また、その利益分割法は、残余利益分割法やその他の特定の方法に限らず柔軟な形で適用されるべきであり、また、観察可能で、かつ不正操作ができないような基準に基づくファクターを用いて、さらに現行ガイドラインのような終わりなき事実認定や証拠集めに依存しない標準化されたものでなくてはならないということを主張しました。柔軟でありながら標準化されたものということ、非常に難しいことをおっしゃっているような気もしますが、利益分割法に依存するという方向性は OECD も同じといえるのかもしれません。

(2) セーフハーバーの導入への動き

次にイザベルさんは、セーフハーバーの導入の動きについて報告しました。スライド62になりますが、イザベルさんは、なぜ現在セーフハーバー導入の動きがあるのかについて、セーフハーバーが定められると納税者はその範囲内で移転価格を決定する傾向にあることから、算定が困難でコストのかかる移転価格コンプライアンスを容易に高めることができるからだとして説明しました。また、対象は小規模納税者や単純取引に限定されるものの、適用が簡易で予測可能性も確保することができるため、主な長所として①低いコンプライアンスコスト、②納税者への確実性の供与、③税務当局の行政面の負担減などがあると説明しました。

一方で、スライド63にあるような問題点もあ

り、①独立企業原則からの逸脱、つまり単に所得移転が無いと許容する限界点を示しているに過ぎず、独立企業間価格を算定するものではないということ、②二重課税／二重非課税が発生により相互協議の必要性が生じる可能性がある、つまりセーフ・ハーバーを導入している国のみで問題無しとしているに過ぎない、③タックスプランニングに利用される可能性があるなどの指摘もありました。

さらに、BEPS 報告 8-10 に基づく OECD 移転価格ガイドライン改正により、低付加価値サービス取引に対して、5%マークアップのセーフハーバーが導入されていることを説明・紹介するとともに、最近のセーフハーバー適用の実体としては、税務当局により、計算のベースとなるコストに係る調査が厳しくなっている可能性もあるとの見解を示しました。

(3) 独立企業原則以外の解決法

次に、独立企業原則以外の解決法、つまり代替手段の話題に移りますが、最初に、再度ヤリフさんが登場して定式配分方式の優位性を主張しました。具体的にはスライド64に挙げさせていただいたとおり、①課税ベースを配分する直接的な解決方法である、②多国籍企業の事業活動に合致する、③高い透明性、簡易性、効率性を備えている、④高い遵守性が見込まれる、⑤モジュール方式で柔軟性が高い、⑥租税回避防止に効果のあるメカニズムであるなどの点が説明されました。

更に続けてヤリフさんが、バリュー・チェーンにおける利益分割法の適用について見解を述べています。彼は、利益分割法は両側検証のアプローチであり、独立企業原則の欠陥を補完できる算定方法ではあるが、BEPS 報告書では、その適用対象を高度な統合関係、相互依存関係、ユニークかつ価値ある貢献を含む取引に狭めようとしており、それでは現在大きな問題になっているキャッシュ・ボックスなどの事案の解決にはならないとの見解を述べました。

この後、イザベルさんにコメントを求めたまま、このスライドの説明が終わってしまったのですが、彼が言いたかったのは、BEPS 報告書10では、移転価格算定方法とは「独立企業間の行動を再現する必要はなく、関連者間取引に係る独立企業間のアウトカムを構築かつ／又は検証する手段として用いられるもの」という表現があり、この部分が利益分割法が独立企業原則に則った算定方法であると許容される根拠であり、さらにケース・バイ・ケースで分割ファクターを変えて適用するという点で定式配分方式とは異なるものの、利益分割法は独立企業原則と定式配分方式の連続体とみることができるということではないかと思われます。

(4) 紛争解決

では次の紛争解決に移りますが、スライド66の「相互協議」、スライド67の「仲裁」いずれにつきましても、内容はIFA 総会で使われたものをできるだけ忠実に日本語訳したのですが、時間の関係で、この部分についてはほとんど説明がありませんでした。従いまして、スライドの紹介だけで私からの説明は省略させていただきます。なお、この部分はイザベルさんの担当で、彼女は相互協議について、納税者からのアクセス制限が行われていることへの批判と、納税者の協議プロセスへの参加を訴えるのみで説明を終えています。

4-5. 結びの言葉

最後に、パネリスト全員から結びの言葉がありましたのでご紹介します。

ブラジルのセルジオさんからは、移転価格に関する情報・データや、専門的知識や能力を有する人材などのリソースが不足している新興国などでは、ブラジルのような算定方法（業種別に固定した利益率を用いるなど）に追従すべきであるとの見解を示しました。

OECD のジェフさんは、事業に悪影響を与えずに税収を上げるような各国の努力が必要で

あり、今後も OECD としては実用的なガイドラインの作成に向けて努力はするが、どの取引も解決できるような“魔法の弾（つまり何処を狙っても的に当たるような弾）”は存在しないとの見解を示しました。

ベルギーのイザベルさんは、CCCTB の導入など定式配分方式へ移行する動きには賛成できないとの見解を述べました。

オーストラリアのリチャードさんは、OECD は観察可能な信頼度の高いプロキシを示していないため、現状では将来的に利益分割法に依存せざるをえないとの見解を示しました。

米国のヤリフさんは、他国籍企業の統合的な事業活動や透明性の問題解決を考えれば、定式配分方式の導入が望ましいとの見解を示しました。

ナタリアさんは、裁判官や税務職員の能力を必要レベルまで上げることが重要であり、今こそ国際租税裁判所の創設が必要なのではないかと主張しました。

最後にマテウスさんは、セルジオさんの主張に賛同すると述べました。

かなり早足な説明になりましたが、以上で議題2についての報告を終わらせていただきます。

5. セミナー D 「事前確認制度と国際課税の情勢」

続きまして、セミナー D の「事前確認制度と国際課税の情勢」の報告に移ります。

パネルのメンバーは、司会進行がフランスの監査法人パートナーのブルーノ（Bruno）さん、一般のパネルメンバーとして、日本から長島・大野・常松法律事務所の宮崎裕子弁護士もこのセミナーに参加されており、日本の事前確認制度について正確かつ詳細なご説明をいただきました。その他のメンバーとしては、インドの監査法人パートナーのシェファリ（Shefali）さん、米国 KPMG プリンシパルのマシュー（Matthew）さん、EU 委員会からマックス（Max）

さん、そしてポーランドからモニカ (Monika) さんとなっています。

このセミナーは、目次にありますように、「米国、アジア、欧州の APA 制度の現状」、「EU 国家補助：APA への影響は?」、「APA と透明性の問題」、「APA に将来はあるのか?」と大きく 4 つのパートに分かれており、本日もその順序に沿って進めますが、皆さんの関心が高そうなところを中心に報告させていただきます。

5-1. 米国、アジア、欧州の APA 制度の現状

最初の「米国、アジア、欧州の APA 制度の現状」につきましては、スライド72にある製薬企業グループのケース・スタディを利用して、各国のパネリストが自国の APA 制度について紹介するというかたちで進められました。この製薬企業グループは、フランスの持ち株会社を親会社として、米国にリサーチセンター機能を果たす子会社 A、ポーランドにサポートサービス機能を果たす子会社 B、インドに製造機能を果たす子会社 C、日本に販売機能を果たす子会社 D という組織構成になっています。

最初に、この製薬企業グループのケースに当てはめた場合、自国でどのような APA 締結が望ましいかという質問に対して各国の答えは、スライド73のように、フランス、日本、ポーランド、米国は二国間又は多国間 APA が望ましく、インドでは二国間 APA のみが望ましいという回答でした。また、親会社（アウトバウンド取引）と子会社（インバウンド取引）の立場が入れ替わった場合はどうかという質問に対しては、基本的に、アウトバウンド、インバウンドによる取扱いに差異がないというのが各国の回答でしたが、インドでは実態としてアウトバウンドの APA はほとんどないとの回答でした。さらに、他の事業の場合ではどうかという質問に対しては、基本的に、事業種類による取扱いに差異はないというのが各国の回答でしたが、インドでは、自動車産業などについて特別な配

慮を要するとの回答でした。

次に、スライド74ですが、APA の担当部署がどこかという質問に対して、各国ともに、バイマルチの APA については中央当局の APA チームが関与するという回答でした。そして、フランスやポーランドでは中央当局の APA チームのみが担当するけれども、インドではバイマルチについて CA も担当するという回答でした。

日本につきましては、先ほど紹介したように宮崎弁護士から、国税局の APA チームが審査も含めて全体的な手続きを担当し、バイマルチの APA については追加的に CA も参加しているとの回答をしていただきました。

また、米国につきましては、移転価格の調査担当者も関与するという回答がありました。なお、いずれの国も、限られた人員で対応しており、APA プロセスは長期化の傾向にあるとの話もありました。

次にスライド75の APA 申請書類の要求事項についてですが、各国ともに OECD や EU が推奨するものと同等のドキュメンテーションを要求しているとの回答で、フランス、インド及び日本は他国と締結した APA の詳細についても提出要求があり、ポーランドについては事業予測資料の提出が義務付けられているとの回答でした。

また、複雑度による閾値の設定、つまり極度に複雑な事案については受け付けないなどの基準はあるかということだと思いますが、この点については各国ともにそのような基準はないとの回答でしたが、ポーランドやインドでは、取引額に応じて APA の手続きに料金を課しているため、ある意味で閾値を設けているといえるかもしれないとのことでした。また、中小企業に適用される特別な手続きはあるのかという質問に対しては、各国とも基本的にはないとの回答でしたが、フランスや米国には特別なファースト・トラック・プロセスがあるとの回答でした。

次にスライド76のAPAのプロセス、つまり申請後から締結までの手続きについてですが、所要期間は2年から5年、ただしユニAPAの場合は1年から2年であり、各国ともに事前の相談が可能で、フランス、インド、米国では匿名での相談も受け付けるとの回答でした。また、確認対象期間が2年から5年に及ぶAPAについては年次報告書（APAを遵守した申告となっているかどうかの報告書）を義務付けており、フランス以外はロールバック（APAの内容を確認対象期間前のすでに経過している年度にも適用すること）も認めているとの回答でした。

最後にAPAの締結についてですが、ここでは基本的にバイやマルチの相互協議を含むAPAのことを指していると思われませんが、調査担当者は米国を除いて関与しないとの回答であり、また、フランス、ポーランドでは、確認対象取引が他方の国でPEと認定されないことを確認する旨をAPAに含めて合意することも可能との回答でした。

5-2. EU国家補助：APAへの影響は？

次にスライド77、目次項目Ⅱ「EU国家補助：APAへの影響は？」に移りますが、最初に国家補助規制というものについて、EU委員会からパネルとして参加しているマックスさんから説明がありました。

国家補助（State Aid）とは、特定の経済活動の奨励や産業保護のため、国のリソースを利用して特別な優遇措置を付与、すなわち、補助金の交付、無償保証、税の減額などをするをいいますが、EU競争法の一部である国家補助法により、域内の企業間の平等な扱いや公正な競争を確保するため、この国家補助に対する規制も行われているところです。

スライド78に移りますが、これまで国家補助違反と判断された実例として、スターバックス社に対するオランダでの税の優遇措置（2015年10月）、フィアット社に対するルクセンブルグでの税の優遇措置（2015年10月）、ベルギーの

超過利益スキーム（2016年1月）、アップル社に対するアイルランドでの税の優遇措置（2016年8月）、そして、現在もアマゾン社、マクドナルド社などについて調査が進行中とのことでした。

なお、ベルギー超過利益スキーム（Excess Profit Regime）とは、事前のルーリングにより多国籍企業に特別な利益の控除を認めるもので、多国籍企業の利益を同様の個別企業の利益と比較し、差額を超過利益として課税対象から控除するというもので、マスコミ報道によれば、対象となった多国籍企業は30社以上に上るとされています。

そしてEU委員会のマックスさんは、このような各国の個別的なタックス・ルーリングを利用した優遇措置が違法かどうかをどのように査定しているかについて説明しています。基準は独立企業間価格であり、EU域内の公平な競争を確保するのが目的であることに照らせば、市場で取引をする条件を反映する価格として相応しいものであるとしました。また、EU委員会はOECD移転価格ガイドラインについて国際的コンセンサスを得ているものとして承認しており、ガイドラインを遵守していれば違法な国家補助とは判断せず、独立企業間価格の不履行が明らかなケースを調査していると説明し、APAとダブルスタンダードで調査をしているわけではなく、APAの脅威にはならないとEU委員会を擁護する見解を示しました。

これに対して他のパネリストからは、EU委員会はAPA締結済みの取引に調査を集中させており、事実上2つの独立企業原則が作り上げられていると批判的な意見も聞かれました。

5-3. APAと透明性の問題

次にスライド79、目次項目Ⅲ「APAの透明性の問題」に移ります。最初に日本の宮崎弁護士より、OECDのBEPS行動計画5の中で、タックス・ルーリングに関する税務当局間の自発的情報交換を義務付けるフレームワークの構

築という目標が掲げられており、このタックス・ルーリングにはユニ APA も含まれるとの説明がありました。

続いて EU 委員会のマックスさんから、EU における税の透明性に関する提案について説明があり、その一つとして、2017年1月から施行されている税務当局間のルーリングに関する自動的情報交換を挙げ、2017年1月以降のルーリングについては2017年9月30日まで、2016年12月以前5年間のルーリングについては2018年1月までに情報交換を行うというものと説明がありました。2つ目として、2017年6月から施行の税務当局間のCbCR情報の交換を挙げ、これは多国籍企業についてBEPS行動計画13と同様の情報を交換するものとことでした。また3つ目としてEU委員会が提案している公開CbCRを挙げ、これはこれまでの情報交換制度とは別の特定情報を公開する取組で、APA情報は除かれますが、APA情報も10年以内には公開になる見通しであるとの説明がありました。

5-4. APAに将来はあるのか？

それでは、スライド80、最後の目次項目Ⅳ「APAに将来はあるのか？」に移ります。

まずBEPSの影響という観点から、各国の税務当局が積極的な調査やユニラテラルな政策を展開したことにより、二重課税が増加し、それに伴い相互協議も事案も2006年から2015年で2.5倍も増加しているとの状況説明があり、そのような状況の中、不確実性を懸念する納税者は、APAへの更なる期待を抱くとともに、新しい代替アプローチの構築についても期待しているとの見解が示されました。

スライド81に移りますが、そのような将来に有効な代替アプローチとして、まず、義務的な仲裁メカニズムのような紛争解決メカニズムを挙げ、EUの仲裁規定や二重課税紛争解決指令（2017年5月）などを例として示しました。また、税務当局間の移転価格調査における協力と

して、同時調査、共同調査、OECD-ICAP（International Compliance Assurance Program：国際的コンプライアンス保証プログラム）などのような協力が今後も期待されるとの見解が示されました。

なお、ICAPとは、私が調べたところでは、国別報告書等の情報を効果的に活用することにより、リスク分析を改善して効果的にリソースを活用し、早期に多国間の税の安定性を図り、相互協議などの紛争を減少させ、納税者、税務当局いずれにも便益をもたらそうというパイロットプログラムのことをいいます。

なお、APAにつましても、今後も持続的に利用可能なツールとして期待できるとの見解が示され、本セミナーは終了となりました。

質疑応答

（Q1） 大変限られた時間で、非常に詳細に、それぞれのテーマについてご報告いただきました。今のAPAについて、一番最後のページに、「APAに将来はあるのか？」というのがあるのですけれども、これは、持続的に利用可能なツールというのが1つの結論だったのでしょうか。

（本川） そうですね。いろいろな代替的なアプローチというのでも検討しながらも、やはりAPAというのは今後も続くのではないかと、うふうにパネリストも思っておりますし、また、会場の聴衆にも司会者が尋ねていましたが、そういう見解が多いという結果でした。

（Q2） どうも、丁寧なご説明ありがとうございました。最後、ちょっと省略されたところで、ご説明いただくとありがたいと思うのですが、APAに将来はあるのかということに関連しまして、納税者に参加させるということもお触れになったのですが、その点について、どういう展望が持たれたのでしょうか。

か。ちょっとその点を教えていただきたいと思っています。

(本川) APAへの納税者の参加に関しては、実際このIFAの総会では、イザベルさんが個人的な見解として、また、そういったことが望まれるべきではないかということで、もちろんそれは多数派の意見なのかかもしれませんが、そういうふうにおっしゃったわけですが、展望といますと。

(Q2) 当局だけではなくて、納税者を参加させるということについて、何か強いメッセージでもあったのでしょうか。

(本川) 当日は、先ほどもお話したとおり、議題1の一番最後の項目でもありまして、イザベルさんは本当に急ぎながら2点だけ、つまり先ほどお話したアクセス制限の問題と納税者関与の問題を簡単に訴えただけで、残念ながらこの部分は終わっております。

(Q1) 掘り下げた議論はなかったということですね。

(本川) そうですね。

(Q3) お話ありがとうございます。53ページの「がっかり DEMPE」というところなのですが、この意味をもうちょっと詳しく知りたいなと思っておりまして、“決してこれではない”と書いてあるのですけれども、DEMPEの何が駄目で否定されていたのでしょうか。

(本川) DEMPEというものに着目して、今後移転価格の価値比較の分析やリスク評価の分析をするというのがOECDガイドラインの1つの特徴になっているわけですが、では実際にそういったものが本当に観察できるのかという

ことだと思います。それから、実際には、特に内部取引に係るものですから、観察できないとなると、例えば、納税者の言葉などに頼るしかないということになります。求められている基準はそういったものではないというのがリチャード・バンさんの批判ではないかなと思います。

今までもそういったプロキシばかりで、今回のガイドラインの改訂では、もう少し観察可能なマニピュレートできないような基準が欲しいと彼は思っていたらしいのですが、また同じような種類のものだったということで、失望したということではないかと思っております。よろしいでしょうか。

(Q4) 説明されていなかったところが気になったのですが、スライド77のところ、APAとステートエイドとの関係について、具体的に、今のEUの動きとかOECDの動きとか、そういうことは議論されたのでしょうかということ、この説明を少しだけ簡単にさせていただきたいということをお願いいたします。

(本川) 国家補助規制の部分でよろしいですね。そもそもタイトルにある“APAの影響は”という部分は、実際にはthreat to APAとなっていて、APAの脅威みたいな題目になっていたのですが。EU委員会では、競争法に基づく国家補助規制を行っており、要するに、国家補助というのはある企業に特別に税務の優遇を与えるということですが、そういったものが公正な競争を阻害しているのではないかとということで、EU委員会は調査して、国家補助に違反したものについては調整を求めるとことをしているわけです。このセミナーにはEU委員会からもパネリストが参加しており、その彼が言うには、調整を求めるとは独立企業間原則を基に調査をしており、また、OECDガイドラインも承認した上で遵守していないものについて調査して修正しているというふうに

は言っているのですが、実際には、APAを締結済みのものについて集中して調査して修正させているというようなことをしており、独立企業間価格が2つ形成されているのではないかとというような批判が現在起こっているということ

です。

EU委員会は、そのようなことではないと言っているのですが、一般的には、そう見ている人もいるというような議論がここであったということです。

